

令和8年10月2日

旅客船事業者の行政処分等の状況について

関東運輸局 海事振興部 旅客課

(1) 行政処分等の年月日	令和8年10月2日
(2) 事業者の氏名又は名称	東海汽船株式会社
(3) 処分等の種類	船舶の使用停止命令
(4) 事故等の概要	令和8年1月以降、東海汽船株式会社及び同社所有船舶に対し、海上運送法第25条第1項に基づく検査を実施したところ、同社が海上運送法に基づき定めた安全管理規程を遵守していない等、海上運送法に違反する事実を確認した。
(5) 処分等の内容	海上運送法第17条に基づき、下記のとおり、一般旅客定期航路事業の用に供する船舶の使用を停止すること。 ○東京～八丈島航路【関東第110号】 ・船名：橘丸 船舶番号：142125 令和8年10月9日から 令和8年10月28日までの20日間 ○東京～大島～神津島航路【関東第125号】 ・船名：橘丸 船舶番号：142125 ・船名：セブンアイランド結 船舶番号：143663 ・船名：セブンアイランド友 船舶番号：131269 令和8年10月9日から 令和8年10月28日までの20日間 ○熱海～大島航路【関東第142号】 ・船名：セブンアイランド結 船舶番号：143663 ・船名：セブンアイランド友 船舶番号：131269 令和8年10月9日から 令和8年10月28日までの20日間
(6) 違反点数付与状況	当該行政処分等により付された違反点数 I) 東京～八丈島航路（関東第110号） 92点 （うち輸送の安全に関する違反点数 92点） II) 東京～大島～神津島航路（関東第125号） 96点

	(うち輸送の安全に関する違反点数 96点) Ⅲ) 熱海～大島航路 (関東第142号) 38点 (うち輸送の安全に関する違反点数 38点)
--	---